

雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備
基本構想策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和2年7月

雲南市・飯南町事務組合

1. 業務委託名

雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想策定業務委託

2. 業務概要

(1) 主旨

本要領は、雲南市・飯南町事務組合（以下「組合」という。）が計画している次期可燃ごみ広域処理施設（組合を構成する雲南市、飯南町の2市町に合わせ、同じ圏域にある奥出雲町の3市町（以下「雲南圏域」という。）を含めたエリアにおける広域的な可燃ごみ処理施設）の整備に係る基本構想の策定受託候補者を特定するために行う、公募型プロポーザルの手続き（以下「本手続き」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 業務内容

別紙「雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想策定業務委託仕様書」による。なお、本構想は循環型社会形成推進交付金事業の対象となるものである。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月15日までとする。

（令和2（2020）年度～令和3（2021）年度の2か年度）

(4) 業務の実施場所

雲南市、飯南町、奥出雲町の雲南圏域とする。

(5) 提案上限額

11,880,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

＊年度別内訳については、次の範囲内とする。

令和2(2020)年度上限額：5,610,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3(2021)年度上限額：6,270,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 受託候補者特定等

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験を有する事業者を広く公募し、プレゼンテーションを経て提案者及び提案内容の評価する、公募型プロポーザル方式によって受託候補者を特定するものである。又、受託候補者として特定した者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で随意契約により業務委託契約を締結するものである。

3. 発注者及び事務局

- (1) 発注者 雲南市・飯南町事務組合管理者 速 水 雄 一
- (2) 事務局 雲南市・飯南町事務組合 環境事業部施設整備課
郵便番号 690-2701
所 在 地 島根県雲南市掛合町掛合 1261-3
電 話 0854-62-9550
F A X 0854-62-9551
E - m a i l shisetsu-kankyo@i-yume.ne.jp

4. 公募型プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 組合構成市町（雲南市、飯南町）のいずれか、又は奥出雲町の、令和 2 年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 組合から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (9) 当該年度を含む過去 10 年間に於いて、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設整備に係る基本構想又は基本計画等の作成業務の受注実績があること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと、又は違反する恐れがないこと。

5. スケジュール

本手続きの実施スケジュールは、表1のとおりとする。

表1 実施スケジュール

No.	項 目	日 程
1	公告	令和2年7月6日（月）
2	実施要領等の配布期間	公告日から7月14日（火）まで
3	参加表明書等の受付期間	同上
4	質問書受付期間	同上
5	一次審査（参加資格確認）	7月16日（木）
6	参加資格確認通知兼参加要請	7月17日（金）
7	質問書に対する回答	7月21日（火）
8	提案意思確認書と提案書の受付期限	7月27日（月）から8月6日（木）まで
9	二次審査（プレゼンテーション）の実施	8月26日（水）
10	受託候補者の特定	9月上旬予定
11	評価結果通知	9月上旬予定
12	契約締結	9月中旬予定

*新型コロナウイルス感染症予防対策等により、上記日程や内容等を急ぎょ変更する場合がある。

6. 参加申込の手続き

(1) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月14日（火）までの日の午前9時から午後5時まで。（土日祝日を除く。）

イ 配布場所

事務局において配布する。又、組合ホームページよりダウンロード可能。

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和2年7月6日（月）午前9時から令和2年7月14日（火）午後5時まで。

イ 提出方法

実施要領等に関する質問書（様式第1号）を電子メールに添付し、事務局宛に提出すること。なお、メール送信後の事務局宛受信確認電話以外は、電話、口頭等による質問は受け付けない。

ウ 回答日

令和2年7月21日（火）

エ 回答方法

組合ホームページに掲載する。（質問者名は公開しない。）回答内容は、本要領の追加または修正として取り扱うものとする。

(3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月14日（火）までの日の午前9時から午後5時まで。（土日祝日を除く。）

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送による。（提出期限内必着のこと。）

エ 提出書類及び部数

次の㊦から㊥の書類を各2部ずつ提出すること。

㊦公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）

㊩会社概要調書（様式第3号）

㊪業務実績調書（様式第4号）

㊫管理技術者業務実績等調書（様式第5号）

7. 公募型プロポーザル参加資格の確認及び一次審査

組合は、提出された参加表明書等に基づき、公募型プロポーザル参加資格の確認を行う。なお、確認の結果参加申込者が4者以上ある場合は、一次審査を行う。

(1) 一次審査方法

参加申込者が4者以上ある場合は、表2に掲げる審査項目及び審査内容について審査し、上位3者以内をプロポーザルの参加者として選定する。

表 2 一次審査の評価項目と配点

審査項目		審査内容	配点
業務実績等	会社概要	・技術士数の多寡、支店・営業所等の所在地等。	5
	業務実績	・過去年間の業務実績。（同種・類似業務の多寡。）	5
	管理技術者業務実績等	・業務に必要な資格の保有数、個人業務実績(経験)、個人手持ち業務の多寡。	5
合 計			15

(2) 一次審査を行わない場合

参加申込者が3者以下の場合、一次審査は行わない。

(3) 結果通知

参加資格を有することが認められた者並びに一次審査を行った場合の結果については、令和2年7月17日（金）までに、参加表明者全員に電子メールにて通知（様式第6号、様式第7号）する。この結果、プロポーザルの参加要請を受けた者（以下「参加者」という。）は、事項の手順によること。

8. 提案書類及び参考見積書の作成・提出

参加者は、仕様書を熟読の上、次のとおり、提案書類及び参考見積書を作成し提出すること。

(1) 提案書類

提案書類は次のとおりとする。様式は様式集に定める。

- ア 公募型プロポーザル提案意思確認書（様式第8号）
- イ 雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想策定業務委託提案書表紙（様式第9号）
- ウ 業務実施方針（様式第10号）
- エ 業務実施体制・手法（様式第11号）
- オ 業務実施スケジュール（様式第12号）
- カ 業務に関する提案（様式第13号）

番号	テーマの名称
①	次期施設整備方針案（コンセプト）
②	雲南圏域のごみ排出量の将来見込み
③	次期施設の基本的構想

番号	テーマの名称
④	雲南圏域における施設建設立地特性
⑤	雲南圏域における用地選定手法の検討
⑥	集約に向けた移行体制の検討、集約化後の施設の活用策等
⑦	次期施設建設に向けたスケジュール、事業運営方式、財源計画等
⑧	独自提案

(2) 参考見積書（様式第14号）

本手続き「**2. 業務概要(5) 提案上限額**（p.1 参照）」の範囲内で、提案内容を実現するために必要となる経費を見積もること。又、追加・別途経費が発生しないよう、慎重に積算すること。消費税及び地方消費税額については、税率10%で算出すること。

なお、令和2年度及び令和3年度それぞれの年度別内訳を積算し、参考見積書に記載すること。

(3) 提案書類及び参考見積書の提出

ア 受付期間

令和2年7月27日（月）から令和2年8月6日（木）までの日の午前9時から午後5時まで。（土日祝日を除く。）

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着のこと。）

エ 提出部数

提案書類は、様式第8号は単独で、又、様式第9号から様式第13号までをまとめて、左肩をホッチキスで綴じる。

なお、様式第13号は8種類のテーマそれぞれA4原則縦書き2ページ以内（両面印刷）とし、様式第12号に続けてテーマ番号順に綴じること。

提出部数は、提案書類、参考見積書とも原本1部、副本（複写可）16部とすること。

9. 提案書類の審査（二次審査）

提案書類及びプレゼンテーション内容について審査する。

(1) 審査項目、審査内容及び配点

参加者は、別表「二次審査の基準」のうち、「企画提案」の審査項目についてプレゼンテーションを行う。これに対し、「雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想策定業務委託公募型プロポーザル受注者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」は、提案ごとに別表に基づき審査し、評価点を決定する。なお、「業務実績等」及び「参考見積書」の審査項目は、別途、事務局において、書類に基づき評価する。

(2) プレゼンテーション日時及び場所

令和2年8月26日（水）、雲南市掛合交流センター（雲南市掛合町掛合2151-1 TEL0854-62-0189）

※プレゼンテーションの具体的な時間は、別途連絡する。

(3) 出席者（提案者側の説明者）

3名以内とする。原則として、担当する管理技術者を含むものとし、説明及び質疑に対する回答を行う。

(4) 実施方法

ア プレゼンテーションは、説明者より30分程度の説明を行い、その後、10分程度の質疑応答を実施する。（全体で40分以内を予定する。）

イ 説明は、提案書に基づき実施し、新たな内容の資料提示は認めない。

又、模型等の参考となるものを持ち込まないこと。

ウ 説明は、パワーポイントの使用を認める。ただし投影する内容は、提案書の内容に限る。なお、パワーポイントを使用する場合、プロジェクター、スクリーンは事務局で準備を行うが、パソコン等については持参すること。

エ 前記以外のもので説明に必要なものは説明者で準備すること。

オ プレゼンテーション及びヒアリングは、参加者の独自のノウハウに関する提案が含まれることが想定されることから、非公開とする。ただし、事務局職員は例外とする。

10. 受託候補者の特定

(1) 受託候補者の特定方法

ア 選定委員会における二次審査及び参考見積書の評価結果に基づき、最も評価点の高い参加者を受託候補者として特定する。

イ 最も評価の高い参加者が2者以上あるときは、企画提案に係る点数が高い

参加者を受託候補者として特定する。

ウ 最も高い評価点を獲得した場合であっても、企画提案に係る得点が38点（企画提案に係る配点は合計76点だが、この50%に当たる点数）に満たなかった場合は失格とし、次点の者を受託候補者として特定する。

エ 評価点が同点であった場合は、選定委員会で協議・検討し、受託候補者を特定するものとする。

(2) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても、同様に当該1者を審査し、選定委員会において受託候補者としての適否を審査する。審査に当たっては、前項ウの規定を考慮するものとする。

(3) 評価結果の通知及び公表

評価結果は、速やかに結果通知書（様式第15号）により参加者に通知するとともに、組合ホームページにおいて公表する。

1 1. 契約の締結

- (1) 契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、組合との協議により必要な修正を行うことができるものとする。
- (2) 仕様書の内容が確定したのち、見積合わせを行い、契約額を決定する。
- (3) 交渉の結果、受託候補者との契約に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。
- (4) 委託契約締結後において、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類について、期間内に提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類の記載すべき部分が記載されていなかった場合
- (4) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他本要領及び組合が指定した事項に違反した場合

1 3. 留意事項

- (1) 参加表明書類及び提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る費用その他プロポーザルに要した経費は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書が提出されなかった場合、参加資格がある旨の通知を受けなかった場合又は一次審査を通過しなかった場合は、提案書を提出することができない。
- (3) 参加資格がある場合、又は、一次審査を通過した旨の通知を受けた者が、提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加者は、複数の参加表明書及び提案書を提出することはできない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書類は返却しない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書類は、プロポーザル評価に関する事項以外で参加者に無断で使用しない。なお、評価に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び提案書類の差し替え及び再提出は認めない。又、配置予定の管理技術者は、特別な事情がない限り変更はできない。
- (9) 提出された書類等は、雲南市情報公開条例（平成 16 年雲南市条例第 15 号）の規定に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 提出書類の提出後に辞退する場合は、事務局に連絡のうえ、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退を理由として以降の受注者選定において不利益な取り扱いをすることはない。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により事業が中止となった場合は、公告後であってもプロポーザル審査を中止する。この場合、参加者に対し、本組合は一切の責任を追わない。
- (12) 参加者は、参加表明書の提出をもって本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (13) 受託候補者特定後、提案書等の提出者として選定された者は公表することがある。
- (14) 発注者及び事務局は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (15) 提案書等の作成のために発注者及び事務局より受領した資料は、発注者及び事

務局の許可無く公表及び使用することはできない。

- (16) 電子メール等の通信事故については、発注者及び事務局はいかなる責任も負わない。
- (17) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (18) この要領に定めるもののほか、必要な事項については発注者及び事務局が別に定める。

別表 二次審査の基準

二次審査の基準

審査項目		主な審査内容	配点	様式
業務実績等	会社概要	・技術士数の多寡、支店・営業所等の所在地等。	5	第3号
	業務実績	・過去10年間の業務実績。(同種・類似業務の多寡。)	5	第4号
	管理技術者 業務実績等	・業務に必要な資格の保有数、個人業務実績(経験)、個人手持ち業務の多寡。	5	第5号
企画提案	業務実施方針	・業務の目的及び業務内容がどれほど理解されているのか。 ・業務実施にあたっての基本的な考え方。	10	第10号
	業務実施体制・手法	・業務遂行のため、十分な人員配置や組織体制であるのか。 ・その手法は妥当なものであるのか。	10	第11号
	業務実施スケジュール	・業務実施スケジュールは、業務内容を十分理解した具体的かつ適切なものとなっているか。	8	第12号
	業務に関する提案	・(本要領 P.5～6)「業務に関する提案」で掲げた各テーマについての認識度や理解度について。 ・各テーマの実施方法・手順に具体性があるか。 ・各テーマの提案内容については、実現性・実用性があるか。 ・提案に創造性や工夫が感じられるか。 *テーマは8項目あり、それぞれ審査を行う。	40	第13号
	プレゼンテーション	・業務に対する意欲が感じられるか。 ・説明は分かりやすいか。 ・専門知識・技術力の豊かさが感じられ、提案内容に説得力があるか。 ・質問に対する応答は的確、迅速、丁寧さがあるか。	8	
参考見積書		・適正価格であるか。(提案上限価格との差等)	9	第14号
合計			100	

*一次審査を行わない場合は、「業務実績等」の審査は、二次審査で書類審査する。

*一次審査を行った場合の「業務実績等」の得点は、二次審査に継承する。

*審査は全ての項目において、A評価からE評価の5段階で行い、採点は上記表の配点に下記の率を乗じて算出する。(小数点以下第三位四捨五入)

A評価 配点×1.0 優れている

B評価 配点×0.75 やや優れている

C評価 配点×0.5 ふつう

D評価 配点×0.25 やや劣る

E評価 配点×0.0 劣る